

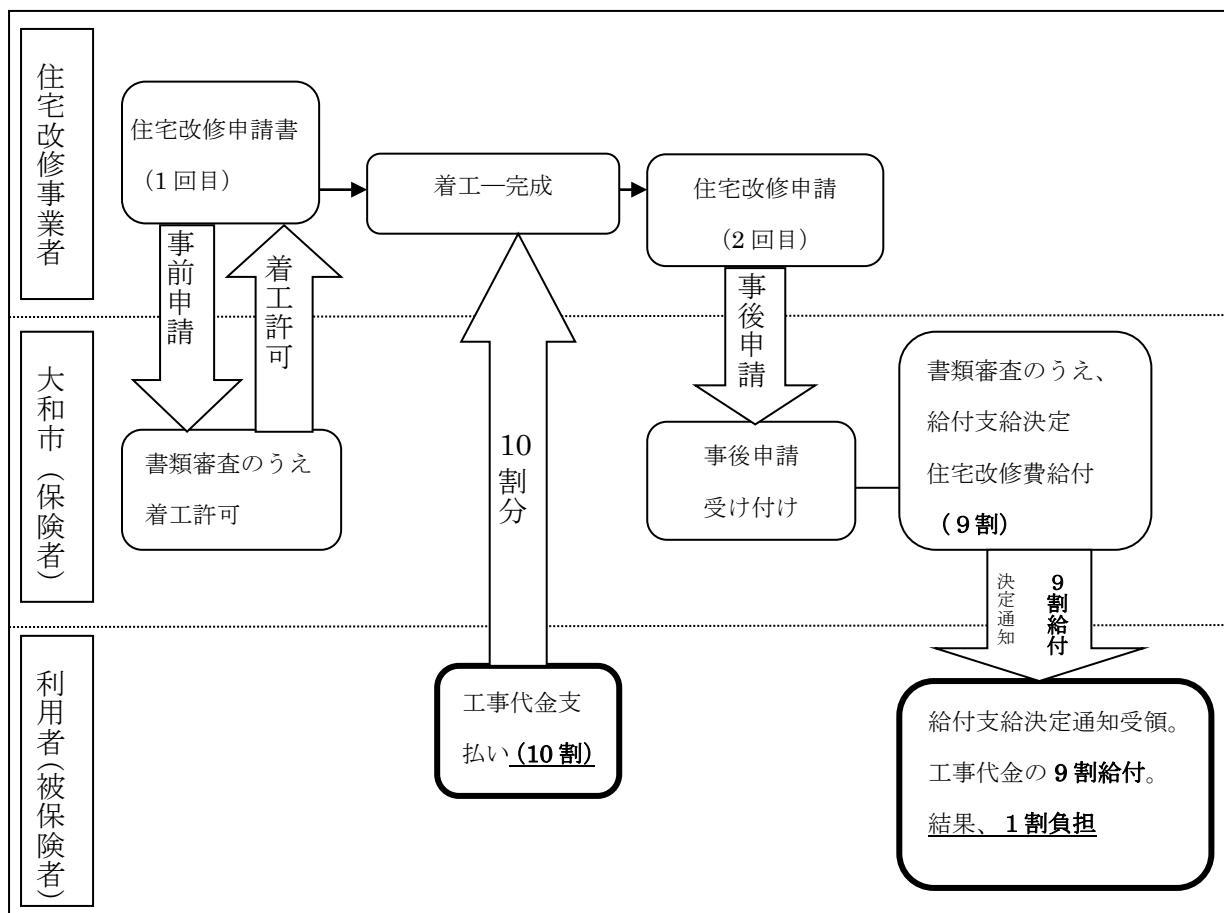
## 住宅改修申請手続きの流れ

### <償還払いの申請手続き>

住宅改修費支給は、原則としていったん被保険者様が全額を工事業業者にお支払いいただき、その後大和市から20万円の9割までを上限として被保険者に現金給付する「償還払い」という方法で行われます。

償還払いの流れは、以下の図のとおりです。工事完了後に全額を被保険者が事業者支払い、その後大和市に申請・請求をしていただき、9割～7割(上限20万円の9割～7割)を被保険者に給付します。

### 《自己負担割合が1割の場合》



<受領委任払いの申請手続き>

上記の償還払いに加えて、「受領委任払い」という方法でも住宅改修ができます。「受領委任払い」では、以下の図のような流れになります。

工事完了後に被保険者が工事費の1割～3割(上限20万円を超えた場合は超えた分も含む)を支払い、大和市に工事完了の申請をしていただき、その後自己負担割合に応じて大和市から事業者へ9割～7割分をお支払いします。

<<自己負担割合が1割の場合>>

